

補助金調書

補助金名	緑化推進事業補助金 (グリーンビル促進事業補助金)				担当課 (連絡先)	住宅都市みどり局みどり推進部 みどり推進課(TEL707-1295)
交 付 先	☐ 個人 ☐ 団体	敷地内の空地や建物の緑化を行う者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期		通年		
(公募の場合) 応募要件	(1)補助事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者。 (2)前号に定める者から承諾を得た者。 (3)補助対象者(法人の場合は役員を含む)が暴力団員でないこと。 (4)本市の市税を滞納していないこと。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	令和7年	年度	経過年数	1	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	民有地において視認性の高い緑化を行う者に対して費用の一部を補助することにより、企業や市民との共働で花やみどり豊かなまちづくりを推進することを目的とする。 <補助対象事業> ・都心部の商業系施設 必須緑化:空地緑化、壁面緑化、その他緑化(バルコニー等)、 効果促進緑化:公開性が確保された屋内への緑化、視認性が確保された空地への花壇整備 ・市内全域の共同住宅等:ベランダ緑化					
補助金の終期	令和10年	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (1)緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費 (2)緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費 (3)樹木等の植栽費 (4)前各に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費 <補助金の額> ・都心部:補助対象経費の1/2(上限3,000万円) ※効果促進緑化は必須緑化にかかる費用の1/3が上限 ・市内全域:補助対象経費の1/2(上限20万円)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	件	件	件		
	118,915 千円	千円	千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要						
補助金交付 による効果	民有地において視認性の高い緑化を行う者に対して費用の一部を補助することにより、身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるみどりづくりを促進する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。